

みらいえ住設サービス（延長修理サービス）規程

株式会社安心住宅みらいえ（以下「当社」といいます）は、当社が発行したみらいえ住設サービス加入者証（以下「加入者証」といいます）に記載されたお客様（以下「加入者」といいます）が購入した不動産に付帯する加入者証記載の延長修理サービス対象商品（以下「対象商品」といいます）について、本規程に定めるところに従い、無償で修理（以下「修理サービス」といいます）を提供します。

又、このサービスを適切に行う為に加入者には、「本サービス規程」及び「みらいえ住設サービス加入者証」を必ずお渡し下さいますようお願いいたします。

尚、みらいえ住設サービス(以下「本サービス」といいます)は、申込者又は加入者が「みらいえ住設サービス(延長修理サービス)業務委託契約書 第10条」に定める期日までに、本サービス料が振り込まれる前提で、本サービスを提供いたします。このため本サービス料の入金がなされない場合は、当社が加入者証を発行済みであっても本サービスの提供をお断りすることになります。又、その場合で既に本サービスの提供を実施している場合は有料サービスとなりますので、予めご了承ください。

（延長修理サービス内容）

第1条

1. 対象商品の取扱説明書等に従った正常な使用状態における対象商品の故障(自然故障)で、かつ対象商品の製造メーカー（以下「メーカー」といいます）の修理サービス規程で修理サービス対象となっている修理(費用)の提供を修理サービス内容とします。ただし、本規定第2条第1項に該当する場合を除きます。
2. 加入者が購入した商品が、本サービスに加入前に既に故障・不具合が認められる場合には、希望により有償修理サービスを受けることが出来ます。ただし、本規定第2条第1項に該当する場合を除きます。
3. 前各項の故障が発生した場合は、直ちにみらいえ住設サービスリペアセンターにご連絡いただき、修理に必要な手続きをお取りいただくようお願いいたします。

（修理対象外の商品）

第2条

1. 加入者が購入した商品が当社の指定した別紙 2 に記載する修理サービス引受商品の対象外の場合は、当社の本サービス業務の対象外とします。
2. 本サービス申し込み後に前項の事実が判明した場合、当社は、加入者に対し、当該本サービス業務の履行を拒否することができます。

(修理サービス期間)

第3条

本規程による本サービスの対象期間は、加入者証記載のサービス期間（以下、「本サービス期間」といいます）内とします。なお、メーカー保証期間内に初期不良等によって新品の交換品が提供された場合であっても、本サービス期間の変更を行いません。

(修理の回数及び修理額の上限)

第4条

本サービス期間内であれば、修理の回数の制限はありません。なお、一回の修理見積費用が別紙1に記載する修理サービス限度額を上回る場合は、修理を行わず、第5条「お見舞金」の規定に基づくものとします。

(お見舞金)

第5条

1. 本サービスによる一回の修理見積費用が別紙1に記載された修理サービス限度額を上回る場合、あるいはメーカーによる修理部品の供給ができない等、修理が不可能な場合は、上限金額をお見舞金として支払うことで、修理サービスに代えさせていただきます。但し、製造から10年以上経過した製品について、修理不能時の修理サービス限度額は別紙1に記載された金額の50%となります。
2. このお見舞金の加入者への支払によって、当該品目に対する本サービスは終了するものとし、これに伴う本サービス料の返戻は行いません。
3. なお、修理の見積については、対象商品が設置・工事等を伴う製品である場合、その設置及び工事にかかわる費用並びに故障品の撤去・処分に係る費用も含めて算出し、お見舞金の支払いによって、当社はかかる設置費用を負担しません。

(出張費用)

第6条

1. 当社は、対象商品のメーカーが、修理サービスの内容として出張修理の対象商品としている場合に限り、出張して修理サービスを行います。ただし、出張修理の対象商品であっても、メーカーが遠隔地としている離島その他への出張費用につきましては、加入者の負担とさせていただきます。

(機器の着脱及び送料)

第7条

対象商品が、出張修理の対象外の製品である場合、対象商品の着脱にかかわる費用及び当社のみらいえ住設サービスリペアセンターに送付する送料については、修理サー

ビスの範囲外として、加入者負担とさせていただきます。なお、当社から加入者に修理した商品を返送する送料については、当社の負担といたします。

(症状が再現しない場合)

第8条

加入者の依頼により、本修理サービスを行った際、故障症状が確認されない場合（症状未再現）の点検費用、診断費用、出張費用等につきましては加入者の負担とさせていただきます。

(個人情報の取扱)

第9条

1. 当社は、加入者から取得した個人情報を以下の目的の範囲内で利用させていただきます。
 - (1) 加入者証の発行、維持管理、各種手続きの実行
 - (2) 修理の履行にかかわる手続（修理依頼品の回収、修理並びに納品）
 - (3) 加入者ご本人の契約に関するお問い合わせの対応
 - (4) その他商品案内及びアフターサービス等、本サービス提供に付随する業務
 - (5) 新商品・新サービスのご案内
2. 当社は、加入者の個人情報の取扱に関する業務の全部または一部を修理サービスあるいは修理の代行会社に委託するものとします。

(延長修理サービスの対象外の場合)

第10条

本サービス期間内であっても、以下の場合は本サービスに基づく修理の対象外とさせていただきます。

- (1) ハードディスクの不良を原因とするデータの破壊及びその復元に要する費用
- (2) 販売店舗あるいは当社以外に修理を依頼された場合
- (3) 加入者証に記載された情報（加入者名、連絡先、対象商品）と相違がある場合
- (4) 対象商品を譲渡または転売して、加入者が変更となり、その連絡を怠った場合
- (5) 対象商品のメーカーがリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部品・部位の修理
- (6) 対象商品のメーカーの責めに起因する故障及び損傷
- (7) 対象商品の部品交換を伴わず、清掃、リカバリー、設定等によって完了する故障
- (8) フィルター、インクカートリッジ、バッテリー、パッキン等メーカーの指定する消耗品類の交換またはメーカー指定外の消耗品の使用に起因する故障
- (9) 対象商品本体以外の工事箇所が原因の故障（配線、配管等が原因による故障）及

び取付工事に起因する本商品の故障

- (10) 対象商品の改造、増設、付加による故障
- (11) 対象商品の機能、使用に影響を与えない損害（傷、液晶画面焼け、輝度低下等）
- (12) 対象商品購入後の取付場所の移動、あるいは輸送時の落下、振動、衝撃等、取扱上の問題によって生じた故障及び損害
- (13) 経年劣化による摩耗・さび・かび・変質・変色・異音その他類似の事由または虫食い等によって生じた不具合・破損
- (14) 対象商品の付属部品、周辺機器（本体付属を含みます）、アクセサリ、ソフトウェア等対象商品以外の商品の故障、破損、並びに相性に起因する対象商品の故障又は誤作動
- (15) 使用上の誤り、想定外の使用及び使用の限度を超える過酷な使用（取扱説明書記載の使用目的・方法、使用限度以外の使用をいいます）によって生じた故障または破損
- (16) 対象商品あるいは他のものの落下、破損、衝撃、水漏れ、電池漏洩を原因とする対象商品の故障及び破損
- (17) 火災・落雷・爆発または外部からの衝撃・地震・津波・洪水・高潮・土砂崩れ・噴火・地殻変動・地盤沈下・塩害・ガス害・異常電圧に起因する故障及び破損
- (18) 戦争・内乱・暴動・紛争・テロその他これらに類する争乱による故障及び破損
- (19) 核燃料物質、放射性物質もしくはそれに汚染されたものの放射性・爆発性その他有害な特性に起因する故障及び破損
- (20) 加入者の依頼による対象商品の検査・点検
- (21) 当社が対象商品の修理のご依頼を加入者証記載の終了日以降に受け付けた場合、及び解約の連絡を受けた日以降の修理のご依頼
- (22) 対象商品と異なる商品（シリアル番号、製品番号が異なる場合を含みます。）の修理を依頼された場合

（代用品）

第11条

修理サービス期間中の代用品の提供につきましては、当社が行いません。

（間接損害）

第12条

対象商品使用にかかわる間接損害（事業利益の喪失、事業の中断、事業情報の損失）、特別損害、付随的損害、他の機器及び部品に対するデータの損失または損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体損害並びに他の財物に生じた損害に関して、当社は一切の責任を負いません。

(解約)

第13条

1. 加入者は、本サービスの契約を解約することができます。解約の申し出は当社指定の連絡先にご連絡いただき、当社所定の手続きにより、解約時の経過期間に応じて、返戻金額を費用負担者に返戻致します。
2. 加入者が対象商品が設置されている不動産の売買契約そのものを解約された場合には、本サービスも自動的に無効となります。
3. 解約の申し出の際に、修理の完了を問わず、修理の申し込みを受けている対象商品については、修理サービス料を返戻致しません。

(加入者情報の継続提供)

第14条

本サービスの加入者に以下の事由が発生した場合は、速やかに当社指定の連絡先にご連絡ください。

- (1) 本サービス期間中に加入者が住所、電話番号等の変更をされた場合
- (2) メーカーもしくは販売店より代替品の提供が行われ、製品情報及び製造番号に変更があった場合

(その他)

第15条

1. 故障及び損害の認定等について、当社と加入者の間で見解の相違が生じた場合は、当社は中立の第三者の意見を求め、それに従うことができます。
2. 記憶装置を持つ商品（HDD等）のデータに関しては本サービスの対象外とし、データの管理等は加入者自身の責任において行うものとします。

(修理の依頼方法)

第16条

本サービスの期間内に、対象商品に自然故障が生じた場合には、みらいえ住設サービスリペアセンターにお電話いただき、修理をご依頼ください。お電話受付時に、担当者より修理サービス手順をご説明いたします。

お電話をいただく時に、お手元に加入者証をお持ちいただいておりますので、ご準備ください。

品目	修理上限額（中古品の場合）	修理上限額（新品）
ガス給湯器・電気温水器	60,000 円	100,000 円
レンジフード・換気扇	40,000 円	100,000 円
IH クッキングヒーター	50,000 円	100,000 円
ガスコンロ	30,000 円	100,000 円
水回り設備 (キッチン・バス・トイレ・洗面化粧台)	50,000 円	100,000 円
エコキュート	30,000 円	100,000 円
床暖房ユニット	30,000 円	100,000 円
ビルトイン食洗機	40,000 円	100,000 円
ビルトイン浄水器	40,000 円	100,000 円
ルームエアコン(1 台あたり)	30,000 円	100,000 円

修理サービス対象内容・及び対象メーカー

*延長修理サービス（無償修理）は以下の対象設備および対象メーカーの製品に限ります。

2017年3月1日現在

修理サービス対象設備	修理サービス対象機器	修理対象外となる主な機器・箇所・そのケース	修理サービス対象メーカー
システムキッチン	<ul style="list-style-type: none"> ● 水栓・コンロ(ガス・IH) ● 換気扇フード (フード紐込み照明を含む) 	ビルトイン食洗器、ビルトインレンジ、ビルトインオープン、付属浄水器、整水器、生ゴミ処理機、壁付手元灯、排水管の詰まり、給水管給湯管からの漏水及び臭気及び異音(ウォーターハンマー現象等)、キッチンセット本体の部分的な破損欠損及び傷及びへこみ及び色あせ、キッチンセットの収納内部及び収納扉と蝶番、キッチンセット本体収納内部の腐れ及びキッチンセットの背面壁と底部の床部分、適切な管理を怠った場合、消耗品等	永大産業、エレクトロラックス、大阪ガス、キューハン、クリナップ、コロナ、サンデン、サンボット、三洋、三化工業、シャープ、積水ホームテクノ、ダイキン、高須産業、タカスタンダード、長府製作所、東芝、東芝キャリア、TOCLAS、東京ガス、TOTO、トヨトミ、ナスラック、日本スティーベル、ノーリツ、ハイアール、高木産業、ハーマン、ハウステック、パナソニック、パナソニック電工、パロマ、ヒーテック、日立アプライアンス、日立リビングサプライ、富士工業、富士通ゼネラル、三菱電機、三菱重工、ミーレ、ヤマハリビングテック、LIXIL *、リンナイ、その他修理インフラがある国内メーカーを含みます。海外メーカーは対象外となります。
ユニットバス	<ul style="list-style-type: none"> ● 水栓 ● 換気扇（暖房乾燥換気扇を含む） ● 操作パネル ● 浴槽 	ユニットバス以外の現場造作バス、木製バス、特注バス、ハーフユニットバス、排水管の詰まり、給水管給湯管からの漏水及び臭気及び異音(ウォーターハンマー現象等)、虫の発生、カビ付着、傷、へこみ、色あせ、棚部分、換気扇フィルターの目詰り、入口扉と蝶番、適切な管理を怠った場合、消耗品等	
造作浴室	<ul style="list-style-type: none"> ● 水栓 ● 換気扇（暖房乾燥換気扇を含む） ● 操作パネル ● 直付灯 	排水管の詰まり、給水管給湯管からの漏水及び臭気及び異音(ウォーターハンマー現象等)、虫の発生、カビ付着、傷、へこみ、色あせ、棚部分、換気扇フィルターの目詰り、入口扉と蝶番、適切な管理を怠った場合、消耗品等	
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ● 便器本体 (一体型ウォッシュレット暖房便座含) ● 操作パネル ●タンク ● 水栓 ● 換気扇 	後付けのウォッシュレット及び暖房便座、給水管からの漏水、排水管の詰まり、タンク内に節水処置や装置をつけている場合、便器周辺の床、壁の剥がれや腐れ、カビ付着、傷、欠け、色あせ、ペーパーホルダー、トイレ収納、適切な管理を怠った場合、消耗品等	*トステム製品・新日軽製品・TOEX製品・INAX製品・サンウェブ製品は、LIXIL製品になります。
洗面台セット	<ul style="list-style-type: none"> ● 鏡の曇り止めヒーター ● 水栓 ● 洗面台付照明 ● 洗面化粧台付属コンセント部分 ● 換気扇 	排水部分の詰まり、給水管給湯管からの漏水及び臭気及び異音(ウォーターハンマー現象等)、洗面台セット本体の部分的な破損欠損、傷、へこみ、色あせ、収納内部、収納扉と蝶番、洗面台セット本体収納内部の腐れ、洗面台セットの背面壁と底部の床部分の剥がれや腐れ、適切な管理を怠った場合、消耗品	
給湯器（ガス） (バランス釜は除きます)	<ul style="list-style-type: none"> ● 給湯機能 ● 風呂追い炊き機能 ● 自動風呂湯張り等の機能 ● 操作パネル 	給湯器からの給湯管部分の不具合、給湯器に入る給水管部分の不具合、給水管給湯管からの漏水、排水管の詰まり、ヒートポンプの騒音、タンク内の不利用な水及び給湯器凍結防止の管理を怠った場合、その他適切な管理を怠った場合、消耗品等	
電気温水器	<ul style="list-style-type: none"> ● 給湯機能 ● 風呂追い炊き機能 ● 自動風呂湯張り等の機能 ● 操作パネル 	電気温水器からの給湯管部分の不具合、電気温水器に入る給水管部分の不具合、給水管給湯管からの漏水、排水管の詰まり、タンク内の不利用な水及び電気温水器凍結防止の管理を怠った場合、その他適切な管理を怠った場合、消耗品等	
オープン	エコキュート	<ul style="list-style-type: none"> ● 給湯機能 ● 風呂追い炊き機能 ● 自動風呂湯張り等の機能 ● 操作パネル 	エコキュートからの給湯管部分の不具合、エコキュートに入る給水管部分の不具合、給水管給湯管からの漏水、排水管の詰まり、タンク内の不利用な水及びエコキュート凍結防止の管理を怠った場合、その他適切な管理を怠った場合、消耗品等
	床暖房ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ● 熱源部 ●ヒートポンプユニット部 ● 操作パネル 	熱源部からの配管設備の不具合、放熱部（発熱面）の不具合、オプションである加圧ポンプの不具合、部分的な破損欠損及び傷及びへこみ及び色あせ、適切な管理を怠った場合、消耗品等
	ビルトイン食洗機	<ul style="list-style-type: none"> ● 食洗機本体 	配管設備の不具合、内部カゴの変形、部分的な破損欠損及び傷及びへこみ及び色あせ、適切な管理を怠った場合、消耗品等
	ビルトイン浄水器 (整水器)	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄水器（整水器）本体 	配管設備の不具合、後付タイプのもの、部分的な破損欠損及び傷及びへこみ及び色あせ、適切な管理を怠った場合、消耗品等
	ルームエアコン	<ul style="list-style-type: none"> ● 室内機本体 ● 室外機本体 ● 操作パネル 	配管設備の不具合（冷媒間接続部のねじ込み施工不良によるガス漏れ等）、部分的な破損欠損及び傷及びへこみ及び色あせ、適切な管理を怠った場合、消耗品等